

利用についてよくいただくご質問への回答

Q1 障害者職業センターを利用するにはどのような手続きが必要ですか？

A1 ハローワークの窓口でご相談いただくか、障害者職業センターへ直接ご連絡ください。相談は予約制になっております。初回相談では障害者職業センターで利用できるサービスについてご説明させていただいた後、仕事のお困りのことや就職のご希望についてお話をお伺いします。職業評価が必要な方は、次の相談から職業評価を実施しております。

Q2 就職の斡旋はしてくれますか？

A2 障害者職業センターでは就職の斡旋は行っておりません。

Q3 障害者手帳を持っていないと利用できないのでしょうか？

A3 障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、就職、職場適応、復職等について支援を必要とされる方であれば、どなたでも利用できます。

Q4 「職業評価」では何がわかりますか？就職“できる、できない”を判断するのですか？また、どのようなことをするのでしょうか？

A4 「職業評価」といっても、就職の可否判定、優劣をつけるわけではありません。「働く自分をもっと知る、知ってもらう」ことを目的に、働く上でのセールスポイントやどのような支援があったら就職が上手くいくか（支援ポイント）を整理します。

具体的には、生活歴や職業経験をお聞きしたり、作業検査、心理検査、ワークサンプル等を個々の状況に応じて実施します。また長時間作業を行う体力・集中力や集団における対人対応などを確認するため、1週間程度、障害者職業センターに通所いただくこともあります。

Q5 「職業リハビリテーション計画」とは何ですか？

A5 職業評価の結果をもとに、就職（復職）あるいは職場定着をめざした具体的な取り組み（就職や復職の目標、就職・職場定着に向けた取組、支援サービスや支援機関の活用等）をまとめたものです。通常、ご本人を交えたケース会議（ハローワーク担当者、利用されている支援機関のスタッフ、障害者職業センター担当者などが参加）で話し合っ、職業リハビリテーション計画を策定しています。